

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成17～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,855	2,980	33	41
平成17年度下期	2,411	1,605	20	17
平成18年度	4,168	2,180	43	54
平成19年度	2,599	1,209	43	59
平成20年度	2,000	987	32	22
平成21年度	2,343	1,178	30	33
平成22年度	1,985	1,116	27	45
平成23年度	1,463	649	26	41
平成23年 4月～6月	400	192	7	9
平成23年 7月～9月	375	159	8	20
平成23年10月～12月	387	168	8	10
平成24年 1月～3月	301	130	3	2
平成24年度	1,027	431	17	9
平成24年 4月～6月	279	108	5	3
平成24年 7月～9月	290	113	4	2
平成24年10月～12月	248	117	5	3
平成25年 1月～3月	210	93	3	1
平成25年度	900	447	19	13
平成25年 4月～6月	236	108	6	5
平成25年 7月～9月	209	132	5	3
平成25年10月～12月	265	120	6	4
平成26年 1月～3月	190	86	2	1

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,991	1,762	88.5%
平成21年度	2,326	2,078	89.3%
平成22年度	1,979	1,755	88.7%
平成23年度	1,439	1,274	88.5%
平成23年 4月～6月	397	354	89.2%
平成23年 7月～9月	371	319	86.0%
平成23年10月～12月	381	341	89.5%
平成24年 1月～3月	290	260	89.7%
平成24年度	996	896	90.0%
平成24年 4月～6月	270	246	91.1%
平成24年 7月～9月	283	255	90.1%
平成24年10月～12月	240	211	87.9%
平成25年 1月～3月	203	184	90.6%
平成25年度	836	739	88.4%
平成25年 4月～6月	226	209	92.5%
平成25年 7月～9月	199	167	83.9%
平成25年10月～12月	241	208	86.3%
平成26年 1月～3月	170	155	91.2%

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	554	236	12	10
平成26年4月～6月	302	131	6	3
<b>平成26年7月～9月</b>	<b>252</b>	<b>106</b>	<b>6</b>	<b>7</b>
平成26年10月～12月				
平成27年1月～3月				

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	324	300	92.6%
平成26年4月～6月	232	217	93.5%
<b>平成26年7月～9月</b>	<b>92</b>	<b>83</b>	<b>90.2%</b>
平成26年10月～12月			
平成27年1月～3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上